平成２４年（フ）第１９号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取416番地の１
債務者　坪井　　進
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１２５６号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目108番地　サンハウスあさひの３Ｇ号
債務者　古賀健二郎
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９８号
愛知県海部郡蟹江町大字鍋蓋新田字チノ割207番地78
債務者　服部　陽子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６号
三重県三重郡菰野町大字千草7054番地365
債務者　吉野千恵子
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
三重県三重郡菰野町大字千草7054番地365
債務者　吉野　智文
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
三重県三重郡菰野町大字菰野9911番地
債務者　吉野　清朗
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
三重県桑名市大字大福516番地　みどりの苑Ｃ号室
債務者　太田　　功
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
三重県四日市市尾平町2582番地
債務者　川上　義男
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
三重県桑名市多度町小山2662番地１　25街区４、前住所三重県桑名市野田１丁目17番地５
債務者　関口　成子（旧姓川内）
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
三重県桑名市大字能部1050番地５
債務者　高木　理恵
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
滋賀県甲賀市水口町松尾1013番地56
債務者　髙橋　宗一
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４９号
大津市唐崎２丁目５番14号　レユシール・アサカ103号室
債務者　松原春子こと　張　　春子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５７号
大津市唐崎１丁目13番９号
債務者　有田工業こと　有田　明男
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５８号
大津市伊香立下在地町651番地の５、前住所大津市伊香立下龍華町584番地の92
債務者　黒岩　愛美
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６９号
大津市大平２丁目31番５―403号
債務者　宇髙　和子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号
滋賀県彦根市後三条町264番地
債務者　池野　学武
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０５号
滋賀県彦根市後三条町631番地４
債務者　深田　　蕃
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４７４号
京都市右京区嵯峨野有栖川町40番地の73
債務者　岸本進一朗
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係